

障害福祉サービス(就労関連及び自立訓練)の概要

○就労移行支援事業所とは

- 一般企業等への就労を希望する障がいのある方が、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行うところです。
- 専門の職員が障がいのある方の状況や希望をお聞きし、事業所内や企業における作業・実習の実施、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。利用者ごとに、標準利用期間(24ヶ月)内での利用となります。

○就労継続支援A型事業所(雇用型)とは

- 一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うところです。
- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労への移行に向けて支援を受けます。
- 事業所が行う就労、事業所が請け負った作業を行い、就業規則に基づく賃金が本人に支払われます。

○就労継続支援B型事業所(非雇用型)とは

- 就労移行支援事業等を利用されたが一般企業や就労継続A型事業所の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方が利用します。
- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援を受けます。
- 事業所で企業の下請けや軽作業など何らかの事業を行っている場合は、働いた分の工賃が支払われます。

○自立訓練【生活訓練・機能訓練】事業所とは

- 生活訓練事業所とは、知的障がいまたは精神障がいのある方に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うところです。機能訓練事業所とは、身体障がいのある方に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うところです。
- 利用者ごとに標準期間(生活訓練で24ヶ月、機能訓練で18ヶ月)内で利用期間が設定されます。
- 事業所で企業の下請けや軽作業など何らかの事業を行っている場合は、働いた分の工賃が支払われます。

※障害福祉サービスの利用には、利用料(利用者負担額)が必要です。利用料は、所得区分に応じた負担額(月額)を支払うこととなります。ただし、サービス提供費用の1割の額が負担額より低い場合は、1割の額までの負担となります。

※事業所によって就労支援の取り組み内容が異なります。お問い合わせや見学も受け付けていますので、詳しくは各事業所に直接お問い合わせください。